

北陸職業能力開発大学校同窓会会則

第1条 本会は北陸職業能力開発大学校(以下「本校」という。)同窓会と称し、本部を本校に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり且つ母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は本校の専門課程及び応用課程の卒業・修了生を正会員とし、在校生を準会員とする。
準会員は卒業・修了後、正会員となるため、同窓会終身会費として入校年次に10,000円を納入しなければならない。
また同校の旧職員及び現職員は客員とする。

第4条 本会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
理事	若干名
会計監査	2名

第5条 役員は総会で選任する。

第6条 役員の仕事は次のように定める。

- (1) 会長は、本会の事務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、或いはその仕事を代理する。
- (3) 理事は本会の事務を分掌し、或いは本会の重要な事項に関与して会長の諮問に答えるものとする。
- (4) 幹事は会長の指揮によって庶務及び会計を処理する。なお、必要に応じて経理処理の補佐を外部に委嘱することが出来ることとし、経費等については、別途定める。
- (5) 会計監査は会務及び財産の状況を監査し、その結果を総会報告する。
- (6) 同窓会役員は、役員会に出席する。なお、交通費については、別途定める。

第7条 役員の任期は次回総会までとする。但し留年は妨げない。

第8条 本会の目的を達するために、会長が必要と認めた場合、会員は定められた額の会費を納入するものとする。但し、その額はその都度これを定める。

第9条 総会は会長が役員の同意を得て開催することができる。

第10条 総会及び臨時総会の議事は出席会員の過半数の賛否により定める。同数時は会長が定める。

第11条 本会則の改正は総会の決議による。

第12条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

附 則 この会則は昭和60年10月26日より実施する。

附 則 平成20年7月26日 一部改正

附 則 平成26年10月25日 一部改正

附 則 平成27年10月24日 一部改正

附 則 平成29年10月28日 一部改正

附 則 令和元年10月26日 一部改正